

名前は「人権救済」だけど...

えっ!? つかまっちゃうの?



密告社会に...!

政府・民主党が準備している
「人権救済機関設置法案」に

私たちは強く反対します!

●たちあがれ日本

【党本部】東京都港区赤坂1-11-28 常和赤坂一丁目ビル10階
電話：03-3582-8111 / ファクス：03-3582-8112

「人権救済機関(人権委員会)が設置される問題点」は、裏面をご覧ください。

危険! 人権を守る法律は現在でも十分に整っています。

人権を擁護するための法律は既に「児童虐待防止法」、「配偶者虐待防止法」、「高齢者虐待防止法」、「ストーカー規制法」などの個別法が数多く存在しており、人権を擁護する法整備は十分に整っています。そのため、法務省のウェブサイトに掲載されている資料「平成 22 年の人権侵害事件の状況について(概要)」を見ると、「人権侵害事件」と報告される新規救済手続開始件数 21,696 件のうち、21,500 件、実に 99%が現行制度(人権擁護委員制度)のもとで解決しています。新たな人権救済機関の設置を急ぐ必要はまったくありません。

危険! 新たな人権救済機関設置法案は何が問題なの??

● 新たな国家公務員が増え、行政改革に逆行しています。

新設予定の「人権委員会」は、5人の委員によって構成されます。しかし、全国の「人権侵害事件」を5人の委員で処理するなどできないため、国家公務員が新たに採用されることとなります。これでは行政改革に逆行します。

● 内閣の指揮を受けない、強大な権力を持つようになります。

法務省が発表した「法案の概要」では、新設される「人権委員会」は国家行政組織上の「3条委員会」とされています。この「3条委員会」は、独自の人事権と規則制定権などの強大な権限を持つ行政機関であるにもかかわらず、内閣の指揮を受けません。人権委員会の独自の規制による新たな人権侵害や言論の自由の制限が生じて、その暴走を止めることが困難です。

実は同様の国家人権委員会を設置した韓国では、人権委員会が死刑廃止の勧告や平成15(2003)年のイラク戦争で米国を支持した政府の判断に反対姿勢を示すなど、政治的に偏向し、政治的な混乱を巻き起こしていますが、政府による歯止めが効きません。

● 人権侵害の定義が曖昧で、言論の自由が制約される危険があります。

「人権侵害」や「差別助長行為」の定義が曖昧なため、拡大解釈によって、以下のようなことまで取締りの対象になる恐れがあります。

- 主権**・ 北朝鮮による拉致事件を批判したところ、「拉致問題は解決済みであり、在日朝鮮人に対する差別行為である」と告発され、拉致被害者救出運動が中止に。
- 領土**・ 尖閣諸島に関して「尖閣諸島は日本の領土だ」という主張が、「尖閣は中国の領土である」という中国の主張を傷つけるもので、在日中国人に対する差別発言だ」と告発され、領土に対する主張ができなくなる。
- 国歌**・ 学校行事で国歌斉唱の際、起立を拒否する教員に人権侵害と訴えられ、日本の学校で日本の国歌を斉唱するという当たり前のことができなくなる。

**人権救済機関設置法案は、危険な法案です。
言論の自由を守るため、断固反対しましょう。**